

請願第 1 号

鷺宮東コミュニティセンターさくらの存続についての請願

標記の請願を次のとおり地方自治法第124条の規定により提出します。

令和5年9月14日

紹介議員

新井 兼  
大谷 和子

請願者

ooooooooooooooooo  
ooo  
ooooooooooooooooo  
ooo  
oo o o o  
ooooooooooooooooo  
ooooooooooooooooo  
ooo  
oo o o o

久喜市議会議長 上条 哲弘 様

鷺宮東コミュニティセンターさくらの存続についての請願

趣旨

久喜市総合政策部アセットマネジメント推進課主催の桜田複合施設の整備に係る説明会が令和5年7月29日（土）に開催されました。

内容は、東鷺宮駅前の旧イオン跡地にスーパーヤオコーが建設され、その2階の一部をヤオコーから久喜市が借用して、鷺宮東コミュニティセンターさくら（以下「東コミセン」）と同等な施設が出来る旨の説明を受けましたが、説明を聞いているうちに、行政への不信感、矛盾を感じる説明が多々ありました。『同じ地域にコミュニティセンター2つは必要ないので、統合してより良いコミュニティセンターを作ります。（現在のコミュニティセンターの機能全て移管する）』私も、その通りだと

思います。

しかし、現状ではどうでしょう、桜田複合施設全体施設面積2,186.17㎡で、子育て支援施設1,196.38㎡、コミュニティセンター889.56㎡です。

子育て支援施設が主の施設で、ついでにコミュニティセンターがあるというのが見え見えであります。

また、一つの例を取り上げますと集会室収容人数374名が収容人数100名の会議室は2箇所、各々比べてみても現在の東コミセンより上回っている箇所が見当たりません。

つきましては、久喜市全体のコミュニティセンター稼働率では東コミセンは常に上位であり、小学校の生徒数においても、桜田小学校が一番で、東鷲宮小学校が二番目の多さであり、今後ますますコミュニケーションの場として使用する頻度が高くなることと思われます。

誰も使わない施設ならわかりますが、この様に需要がある施設を民間に譲渡するという考えが久喜市の方針ですか？

また、東コミセンが廃止されますと、各行政区の総会を行う場所が無くなり、原則100名以上の居住世帯を抱えています行政地区につきましては、総会の開催が出来なくなります。

総会が出来ないと言うことは、民主主義が破綻し各行政区の機能が停止し、市の補助業務等の一部を担っております各行政地区に支障が発生します。

従いまして、以上のことから一番痛手を被るのは久喜市であることは言うまでもありません。

是非、久喜市議会議員の皆様、市民の声を聞いてください、そして市民の為の政治の原点に戻り、東コミセンの存続をお願い申し上げます。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。